

2021年8月26日

国立大学法人新潟大学
学長 牛木 辰男 殿

新潟大学職員組合
中央執行委員長 伊藤亮司

「本学教職員のご家族を対象としたワクチン接種のアンケートの実施について」に関する
申し入れ

貴職におかれましては、日頃より私ども新潟大学で働く者の労働条件・労働環境にご高配
いただいていることと存じます。

新潟大学職員組合は、下記事項について緊急の申し入れを行います。

記

8/25 に全学に送信された「【依頼】本学教職員のご家族を対象としたワクチン接種のアンケート
の実施について」に関して、同メールでは、下記の記述がされています。

○アンケート対象者

本学教職員（非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューターを除く全ての者）

○対象となるご家族

16才以上で本学教職員と同居するご家族

○アンケートフォームURL

<https://forms.office.com/r/EUsftY8v2G>

○回答期限

令和3年8月31日（火）17時

このアンケートの対象が「本学教職員（非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューターを除く全ての者）」と書かれていることから、「非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューター」のご家族は接種対象外になると判断します。仮に「対象外」と想定されている場合は、「非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューター」のご家族についても接種対象に含むべくアンケート範囲を拡大するように申し入れます。

ワクチン接種済みでも感染自体は妨げられないことは、厚労省等もすでに十分にこれを認め、マスク等の措置の継続を訴えているところです。ところが、非常勤講師のご家族を職域でワクチン接種対象外にすると、何が起こるかを考えれば、対面授業を要請している限り、大学での授業を通じて感染、自宅でワクチン未接種のご家族が連鎖的に感染する可能性は否定できません。そのとき懸念されるのは、感染防止管理は非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューターの自己責任とされる状況です。

またティーチングアシスタントやチューターの場合は基本的には学生であるとはいうものの、授業形態によっては、他の学生よりも遙かに高確率でウィルスに曝露されることとなります。

つまり、これらの方々のご家族を対象外となる場合、大学はこれらの方々のご家庭内感染のリスクについてはこれを放置するという決定をくださると同じこととなります。それは他の非常勤職員・パートタイム職員とは異なる措置をあえて取ることを意味するかと思いますが、しかしそれは大学として定めた「職員安全衛生管理規程」（下記）に明確に抵触するものであります。

第 3 章 健康管理基準

(勤務環境等について講ずべき措置)

第 13 条 学長は、換気その他の空気環境の調整、照明、保湿、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため、必要な措置を講じなければならない。

また、付言すれば「国立大学法人新潟大学非常勤職員就業規則」の第 1 章第 2 条の区分（下記）において、なぜことさら「非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューター」については家族接種の例外とするのか、その規定上の根拠はありません。

=====

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非常勤職員 常時勤務を要しない職員で、次のイ及びロに掲げる職員をいう。

イ 契約職員 勤務日及び勤務時間が常時勤務を要する職員(以下「常勤職員」という。)と同様で、基本給の支給単位が日給である者(以下「日給制契約職員」という。)又は 1 週間の勤務時間が週 32 時間で、基本給等の支給単位が年俸給である非常勤医師(医員及びレジデント)(以下「年俸制契約職員」という。)

ロ パートタイム職員 1 週間の勤務時間が 30 時間を超えない範囲内で定められており、基本給の支給単位が時間給である者

(2) 有期雇用非常勤職員 雇用期間の定めのある非常勤職員

(3) 無期雇用非常勤職員 雇用期間の定めのない非常勤職員

=====

今回のアンケート対象が、「非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューター」を規定の裏づけなく例外としていること、それによって安全衛生管理義務に違反することに、新潟大学職員組合は、深刻に懸念しております。非常勤講師、ティーチングアシスタント、チューターのご家族を接種対象に組み入れることを要望します。

ぜひ、ご検討いただき、結果を当組合に回答ください。

以上